

## 9. 報酬等に関する細則

スペリア佐屋管理組合管理規約の基づき「報酬に関する細則」を次の通り定める。

(目的)

第1条 この細則は、管理規約第38条第2項により定める。

(報酬等)

第2条 この細則の報酬等は、交通費及び報酬とする。

(報酬等の範囲)

第3条 報酬等は次の通りとする。

- 2 公共交通を使用の場合は実費とし、自家用車を使用の場合は40円/kmとし、有料道路を使用のときは実費を支払う。
- 3 報酬は次の通りとする。

役 職	期 間	報 酬 額
理事長	年 間	36,000 円
副理事長		24,000 円
会計担当理事		24,000 円
理事及び監事		12,000 円
選任防火管理者		5,000 円
班長		2,000 円

- 4 理事長は、理事会の定めにより役員就任期間や会議の出欠により減額して支払うことができる。
- 5 理事長は、報酬を数回に分けて支払うことができる。
- 6 防火管理者の資格は当該者の負担で取得し、取得手当てを3万円支払う。(1回のみ)ただし、事務局長、管理員等の有給者が講習会に出席の場合は1万円とする。

(暫定措置)

第4条 この細則が決議したとき、すでに就任した役員には次の報酬を支払う。

- 2 平成11年及び12年度に就任した役員には、一律5000円とする。
- 3 平成13年度に就任した役員には、第3条第3項に従い支払う。
- 4 いずれの場合も会議に出席した比例により報酬を調整することができる。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第6条 この細則は、平成14年4月21日より発効する。

平成16年(2004) 3月28日

一部変更

平成17年(2005) 3月26日

一部変更

平成31年(2019) 3月24日

一部変更